

消防予第301号  
消防危第125号  
平成15年12月5日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長  
危険物保安室長

「クリティカルユース（必要不可欠用途）におけるリサイクル  
ハロン活用ガイド」の送付及び活用について

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等については、平成13年5月16日付け消防予第155号等による運用をお願いしているところです。

また、ハロンの回収、供給の調整等については、平成6年2月10日付け消防予第32号等により通知しているとおり、ハロンバンク推進協議会において行われているところです。同協議会のオゾン層保護に関する取組みは、平成8年に米国環境保護庁のオゾン層保護賞、平成12年には環境庁（当時）のオゾン保護大賞の環境庁長官賞を受賞するなど、国内のみならず国際的にも高く評価されています。

ハロン消火剤は優れた消火剤であり、その性能を完全に代替する消火剤は現在も開発されていません。特にハロン1301は、人体への影響の面で安全性が高い、消火効率が高いことから貯蔵容器の設置面積が小さい、設備費用が安価である等、他の消火剤と比較して多くの利点を有しています。

一方、平成15年10月現在、国内において余剰となるハロン消火剤が400トン以上あり、最近、年々増加しています。今後もハロン消火剤の在庫量が増大し、余剰ハロン消火剤の長期保管に対する適正な維持管理が十分に行われない場合には、ハロンがみだりに大気中に放出されるおそれがあります。また、ハロンの破壊技術の確立や破壊処理施設等の拡充についても不十分な状況にあることから、ハロン消火剤の回収と併せて再利用についても今後より一層の充実を図る必要があります。

ハロン消火剤の在庫が増加している背景として、ハロン消火剤の使用そのものが禁止されているという誤解から、クリティカルユースであってもハロン消火剤の使用を認めないケースが散見されるようです。

このような状況を踏まえ、ハロンバンク推進協議会において、当庁のほか環境省等の協力により、別添「クリティカルユース（必要不可欠用途）におけるリサイクルハロン活用ガイド」がとりまとめられました。本活用ガイドは、ハロン1301消火剤の優れた特徴を紹介するとともに、ハロンリサイクルシステムの概要及びクリティカルユースの詳細等を広く周知するものです。

今後、ハロン消火剤の過剰な在庫量の増大に伴う大気へのみだりな放出を防止するためにも、本活用ガイドの主旨に基づき、クリティカルユースにおけるリサイクルハロンの積極的活用についてご配慮いただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。